老発第0530002号

平成18年5月30日

一部改正 老発第0426001号

平成19年4月26日

一部改正 老発第0515002号

平成20年5月15日

一部改正 老発第0602006号

平成21年6月2日

各 都道府県知事 指定都市市長 殿

厚生労働省老健局長

### 認知症対策等総合支援事業の実施について

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

こうした観点に立って、従来の認知症関連予算事業を再編して「認知症対策等総合支援 事業」を下記の10事業により構成するものとし、別添のとおり各実施要綱を定めたので 通知する。各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域におけ る認知症の方への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

なお、本通知をもって「身体拘束廃止推進小業の実施について」(平成13年5月21日老発第203号本職通知)及び「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」(平成17年10月26日老発第1026002号本職通知)は廃止する。

紀

## (1) 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業

認知症介護の質の向上を図るため、認知症高齢者グループホームの管理者や開設者 、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等に対する研修を行う事業である が、本事業については、下記の通知に基づき都道府県・指定都市が実施するものとす る。 「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成21年3月26日老発第0326003 号本職通知)(4(1)及び(5)の事業を除く)

- (2) 認知症地域医療支援事業(別添1)
- (3) 認知症介護研究・研修センター運営事業

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研修センターを設置する都県市( 東京都・愛知県・仙台市)において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」

(平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知)

- (4) 高齢者権利擁護等推進事業(別添2)
- (5) 認知症対策普及・相談・支援事業(別添3)
- (6) 認知症地域支援体制構築等推進事業(別添4)
- (7) 認知症対策連携強化事業(別添5)
- (8) 認知症ケア多職種共同研修・研究事業 (別添6)
- (9) 認知症ケア高度化推進事業

認知症の方々やその家族のニーズに適切に対応するため、国内外の認知症ケア実践 例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報発信を行い、認知症介護の現場 における認知症ケアの標準化・高度化を図る事業であり、認知症介護研究・研修東京 センターを設置する東京都において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症ケア高度化推進事業の実施について」

(平成20年5月15日老発第0515008号本職通知)

(10) 若年性認知症対策総合推進事業

ア 都道府県事業 (別添7)

イ 若年性認知症コールセンター運営事業

若年性認知症に関する疑問や悩み、今後の支援等について適切に対応するため、 若年性認知症の総合相談窓口を設置する事業であり、認知症介護研究・研修大府セ ンターを設置する愛知県において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「若年性認知症コールセンター事業の実施について」

(平成21年6月2日老発第0602006号本職通知)

## 認知症ケア多職種共同研修・研究事業実施要綱

#### 1 目的

地域において、認知症施策を推進する地域包括支援センター、介護支援専門員、介護 サービス事業所、医師等の専門職による認知症や認知症の医療・介護に関する研修や行 政機関、自治会、ボランティア団体等を交えた地域資源の連携による取組みに関する研 修等を通じ、地域における認知症施策についての意識の向上と共通理解を推進するとと もに、地域の課題に対する具体的方策を講じることを目的とする。

#### 2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、原則として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。
- (2)市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、在宅介護支援センターを運営する法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

#### 3 事業内容

(1) 専門職研修

ア 研修対象者

地域において認知症の保健医療・介護・福祉に携わる専門職

【例:医療機関の医師や看護師、介護支援専門員、認知症高齢者グループホームの 職員等】

#### イ 研修内容等

- (ア)認知症の医療や介護の専門家(認知症サポート医、認知症介護指導者養成研修 修了者等)同士が相互に実施する講義。
- (イ)地域において認知症の医療・介護・福祉の従事者間における、各々の専門分野 に関する最新情報の伝達や先駆的な取組みに関する情報の共有。
- (ウ) 認知症の人への支援に関する事例研究
- (2) 地域ケアネットワーク研修

#### ア 研修対象者

地域ケアネットワーク等に携わる地域の団体等

【例:ボランティア団体、家族会、住民自治組織、保健所、警察、消防等の行政機 関等】

#### イ 研修内容等

- (ア) 認知症の人やその家族に対する支援方法に関すること。
- (イ) 認知症の人やその家族を支える地域の関係機関及び関係者の役割並びに効果的な連携に関すること。
- (ウ)事例検討を踏まえたネットワークの点検や見直しに関すること。
- (エ) 高齢者虐待、権利擁護等認知症高齢者を支える地域の関係者の紹介や交流に資

## する事業

# 4 その他

研修等は定期的・継続的に開催するものとする。